

倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い及び指導要綱

令和5年3月17日倉敷市告示第118号

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく一般廃棄物（ごみ）収集運搬業（以下「業」という。）の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- （2） 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- （3） 条例 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）をいう。
- （4） 規則 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年倉敷市規則第67号）をいう。
- （5） 事業ごみ 規則第2条第3項に規定する事業ごみをいう。
- （6） 一時多量ごみ 条例第11条第1項第3号イに規定する一時多量ごみをいう。
- （7） 積替保管施設 一般廃棄物の積替え又は積替えに係る一時保管を行う施設をいう。

（事前協議）

第3条 次に掲げる者は、法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可の申請（法第7条の2第1項の許可の申請については、一般廃棄物収集運搬業者の事業の範囲の変更に係るものに限る。以下同じ。）の前に、市長と協議（以下「事前協議」という。）を行い、その事前

協議を終了しなければならない。

- (1) 新たに業を行おうとする者
- (2) 業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）であって取り扱う一般廃棄物の種類を追加しようとする者
- (3) 新たに積替保管施設を設置しようとする許可業者
（事前協議書）

第4条 事前協議を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、毎年6月1日から6月30日（同日が倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。）までに、所定の事前協議書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 主たる事業の概要を記載した事業計画書
- (2) 事務所、車庫及び洗車施設（ガソリンスタンドの場合を除く。）の構造図、配置図及び付近の見取図
- (3) 積替え又は積替えに係る一時保管を行おうとする場合は、積替保管施設の構造図、配置図及び付近の見取図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（事前協議の終了）

第5条 市長は、前条第1項の事前協議書の提出があったときは、これを審査し、その内容を承認したときは、事前協議を終了し、その旨を協議者に対し通知するものとする。

2 協議者が、前項の規定による通知を受けた日が属する年度の8月31日（同日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。）までに、法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可の申請を行わない場合は、前項の規定による承認は、その効力を失う。

（許可基準）

第6条 法第7条第5項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び省令第2条の2第1号で規定する市長が業を許可するに当たっての施設に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 収集運搬車両に係る基準

- ア 収集運搬車両の所有権又は使用する権原を有すること。
- イ 収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬の専用車とし、他の目的と混用しないこと。
- ウ 事業ごみの収集運搬車両は、最大積載量が2トン以上の塵芥車であって、汚水タンクを有すること。ただし、業で使用する塵芥車を1台以上有する場合であって、市長が認める場合は、ダンプ車又はコンテナ車を使用できるものとする。
- エ 一時多量ごみの収集運搬車両は、最大積載量が2トン以上4トン以下のトラック車であること。

(2) 運搬容器として使用するコンテナに係る基準

- ア コンテナの所有権又は使用する権原を有すること。
- イ コンテナは、一般廃棄物収集運搬の専用とし、他の目的と混用しないこと。
- ウ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散する恐れがないこと。

(3) 積替保管施設に係る基準

- ア 積替保管施設の所有権又は使用する権原を有すること。
- イ 積替保管施設は、一般廃棄物の専用とし、他の目的と混用しないこと。
- ウ 積替保管施設は、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4) 収集運搬車両の車庫に係る基準

- ア 車庫を有すること。
- イ 車庫の所有権又は使用する権原を有すること。
- ウ 車両の大きさ及び車両台数に適合した面積を確保すること。

(5) 洗車施設に係る基準

- ア 洗車施設を確保し、業に必要な範囲において使用する権原を有すること。
- イ 洗車時の汚水の地下浸透及び洗車施設外への流出を防止する構造であること。
- ウ 洗車時の汚水の処理設備（阻集器、流出物を除去できる溜ます等）を有すること。

2 法第7条第5項第3号及び省令第2条の2第2号で規定する市長が業を許可するに当たっての申請者（法第7条第1項、第2項又は法第7条の2第1項の許可の申請（法第7条の2第1項の許可の申請については、一般廃棄物収集運搬業者の事業の範囲の変更に係るものに限る。）を行う者をいう。以下同じ。）の能力に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者（法人の場合は役員（法第7条第5項第4号ヌに規定する役員をいう。以下同

じ。)又は使用人(政令第4条の7に規定する使用人をいう。以下同じ。)に限る。)は、許可を申請する日前5年以内に、次に掲げる講習のいずれかを修了しているものであること。ただし、当該申請を行う日が属する年度の12月末日までに講習を修了する場合は、この限りでない。

ア 一般財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習

イ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集運搬課程

(2) 申請者は、前号に規定するもののほか、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 市税を完納していること。

イ 許可の申請を行う日が属する年度の前年度から当該申請を行う日までに、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けたことがないこと、又は、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けた場合であっても期限内に納付していること。

3 法第7条第5項第2号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)で規定する市の一般廃棄物処理計画に適合するために、市長が業を許可するに当たって必要と認める基準は、次のとおりとする。

(1) 第1項に掲げる積替保管施設、車庫及び洗車施設は市内に設置すること。

(2) 市内に事務所を有し、当該事務所の所有権又は使用する権原を有すること。

(3) 積替保管施設は、市長が市の一般廃棄物処理計画に適合するために必要と認める場合に限り許可するものとする。

(4) 一時多量ごみの業を行おうとする者に係る基準

ア 事業ごみの業の許可を有すること。

イ 一時多量ごみの業の許可の申請を行う日の属する年度の前年度から当該申請を行う日までに、市の処理場へ事業ごみ(自らが排出したものを除く。)を搬入した実績があること。

ウ 市内の事業場に、固定電話、ファクシミリ、電子計算機(電気通信回線で接続したものに限り。)複写機等の事務機器を設置し、住民からの問合せ等に対応できること。

エ 市内の事業場に、一時多量ごみに関する問合せに対応できる従事者が1名以上常駐した体制であること。

オ 自社の事業の概要その他市長が必要と認める事項を掲載したホームページを作成する

こと。

カ 業の許可の申請を行う日が属する年度及びその前年度のいずれにおいても、法第7条の3又は法第14条の3に規定する事業の停止処分を受けていないこと。

(処理基準)

第7条 法第7条第13項及び政令第3条第1号で規定する許可業者が一般廃棄物の収集運搬を行うに当たっての基準は、次のとおりとする。

(1) 収集運搬車両に係る基準

ア 許可の申請において記載した車両（以下「登録車両」という。）のみ使用すること。

ただし、検査や修理等により登録車両を使用できない場合であって、あらかじめ市長に所定の臨時車両使用申請書を提出し、許可を受けた場合はこの限りでない。

イ 収集運搬車両は、両側及び後面に法人の名称（個人の場合は氏名又は屋号）を塗装で表示し、文字の大きさは一文字当たり縦横8センチメートル以上、文字の色は車体の色に対し判別しやすいものとする。

ウ 収集運搬車両の架装部分（両側及び後面）は、塗装による幅10センチメートルの黄色の帯で囲まれていること。

エ 収集運搬車両の両側に、第12条の規定により貸与された許可車両ステッカーが貼り付けられていること。

オ コンテナを一般廃棄物収集運搬車両に積載するときは、両側及び後面に法人の名称（個人の場合は氏名又は屋号）を塗装で表示し、文字の大きさは一文字当たり縦横8センチメートル以上、文字の色はコンテナの色に対し判別しやすいものとする。

カ コンテナは、塗装により幅10センチメートルの黄色の帯で囲まれていること。

(2) 事務所の見やすい箇所に、許可業者である旨を表示すること。

(3) 積替え又は保管に係る基準

ア 一般廃棄物の積替え又は保管は、資源ごみ、埋立ごみ、粗大ごみに限ること。

イ 事業ごみ及び一時多量ごみの積替え又は保管を行う場合は、これらを混合しないこと。

(4) 収集運搬に係る基準

ア 収集運搬車両及び運搬容器は、常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。

イ 収集運搬車両は、市内の洗車施設で洗車を行い、市内の車庫に駐車すること。

ウ 一般廃棄物は、収集運搬を行った当日中に市の処理場へ搬入すること。ただし、市長

が積替え又は保管を認めたものについては、この限りでない。

エ 一般廃棄物の収集運搬に伴い、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講ずること。

オ 早朝、夜間の収集を行う場合には、騒音又は振動により生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置をすること。

(5) 収集運搬を行う際の分別等に係る基準

ア 市長が別に定める分別区分に従い分別し、収集運搬を行うこと。

イ 産業廃棄物、事業ごみ及び一時多量ごみは、収集運搬車両に混載しないこと。

ウ 真備町で排出された一般廃棄物は、吉備路クリーンセンターへ搬入すること。

2 一時多量ごみの収集運搬を行う場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の基準を遵守すること。

(1) 一時多量ごみのごみ袋に封入されていること。ただし、粗大ごみその他ごみ袋に封入することが適当でないものはこの限りでない。

(2) 一時多量ごみが封入されたごみ袋及び粗大ごみには、市長が一時多量ごみの施設搬入の申込者に対し交付する一時多量ごみシールが貼り付けられていること。

(3) 粗大ごみには、規則の規定による金額の粗大ごみ収入証紙が貼り付けられていること。ただし、排出場所が真備町である場合は除く。

(4) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第50条で規定する特定家庭用機器一般廃棄物の場合は、同法で規定する特定家庭用機器廃棄物管理票が貼り付けられていること。

(許可申請の受付期間)

第8条 業の許可申請は、次の各号に掲げる申請を行おうとする者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行うものとする。

(1) 法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可の申請を行おうとする者 毎年8月1日から8月31日（同日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。）まで

(2) 法第7条第2項の更新許可の申請を行おうとする者 毎年9月1日から9月30日（同日が休日に当たる場合は、前号と同じ。）まで

(許可申請の添付書類)

第9条 規則第10条第1項第9号の市長が必要と認める書類は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 法第7条の2第1項の許可の申請（一般廃棄物収集運搬業者の事業の範囲の変更に係るものに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、所定の許可申請書に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実地検査）

第10条 市長は、法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可の申請を受けたときは、収集運搬車両、事務所、車庫、洗車施設（ガソリンスタンドの場合を除く。）及び積替保管施設の実地検査を行うものとする。ただし、法第7条の2第1項の許可の申請を受けた場合であって、従前の許可の内容から変更がないものについては、その部分の実地検査を省略することができるものとする。

2 市長は、法第7条第2項に規定する更新の許可の申請を受けたときは、必要に応じて前項の実地検査を行うものとする。

3 市長は、前2項の実地検査で不適格と判断した場合には、申請者に対し改善を指示することができる。

4 申請者は、前項の市長の指示を受けた場合は、当該指示事項について改善を行い、市長に報告しなければならない。

（許可）

第11条 市長は、申請者が法第7条第5項（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第6条の基準を満たすと判断する場合は、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会規程（昭和45年倉敷市訓令第6号）に規定する倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会の審議を経て、許可を決定するものとする。

（許可証等）

第12条 市長は、許可業者に対し、規則第11条第1項の一般廃棄物収集運搬業許可証（以下「許可証」という。）を交付し、必要と認める数の許可車両ステッカー及び計量カードを貸与する。

（施設の変更）

第13条 市長は、法第7条の2第3項の規定による変更の届出（一般廃棄物収集運搬業者の事業の廃止又は住所等の変更に係るものに限る。）を受けたときは、必要に応じて、実地検

査を行うものとする。

(計量カード等の返納)

第14条 許可業者は、事業を休止又は廃止したときは、市長に許可車両ステッカー及び計量カードを返納しなければならない。

2 許可業者は、収集運搬車両を変更したときは、当該車両に対して交付された計量カードを返納しなければならない。

(遵守事項)

第15条 許可業者は、法第7条第15項の帳簿に基づき、毎月20日（同日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。）までに前月分の実績を、所定の実績報告書及び収集運搬量の明細書により市長に報告しなければならない。

2 許可業者は、市の処理場ごとに定める安全上の基準を遵守すること。

3 許可業者は、事務所で郵便を受け取ることができること。

4 一時多量ごみの許可業者は、前3項の規定に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業時間内は、市内の事業場に電話対応が可能な従事者が1名以上常駐し、住民からの一時多量ごみに関する窓口及び電話での問合せに対応すること。

(2) 一時多量ごみに関する住民からの問合せが想定される質問に対し、回答を作成し、従事者に周知すること。

(3) 自らのホームページに本社及び事業場の所在地、営業時間、電話番号、ファクシミリ番号、代表者等、一時多量ごみに関する事業の内容（手続き方法、料金、問合せ先等）、業の許可証等を掲載し、必要に応じて更新すること。

(4) 市長から粗大ごみ収入証紙売りさばき人の指定を受け、住民の求めに応じ、一時多量ごみに係る粗大ごみ収入証紙の販売を行うこと。

(5) 市が開催する一時多量ごみに係る講習会を受講すること。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に許可を受けた者に対する同日以後に行う最初の更新の許可までの間の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前に事前協議書の提出又は許可の申請を行った者については、第4条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和4年度に一時多量ごみの業の許可の申請を行う場合において、第4条第1項中「毎年6月1日から6月30日」とあるのは「令和5年1月10日から令和5年1月24日」と、第8条第1号中「毎年8月1日から8月31日」とあるのは「令和5年2月14日から令和5年2月28日まで」と読み替えるものとする。

別表第1（第9条第1項関係）

	添付書類
1	(1) 申請者が法人である場合は、役員の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 (2) 申請者が個人である場合は、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
2	申請者が法人である場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（当該株主又は出資者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書））
3	申請者が個人である場合で、当該申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類）
	使用人がいる場合は、当該使用人の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）

4) 及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
5	(1) 申請者が法人である場合は、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 (2) 申請者が個人である場合は、金融機関の預金残高証明書、融資証明書、資産に関する調書
6	資金計画書
7	事務所、車庫、洗車施設（ガソリンスタンドの場合を除く。）、積替保管施設の用に供する土地及び建物の登記事項証明書
8	申請者が事務所、車庫、洗車施設（ガソリンスタンドの場合を除く。）、積替保管施設の用に供する土地又は建物の所有権を有しない場合は、当該土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類
9	事務所、洗車施設の構造図、配置図及び付近の見取図
10	事務所、車庫、洗車施設、積替保管施設の写真
11	収集運搬車両を借用している場合は、当該収集運搬車両を使用する権原を有することを証する書類)
12	収集運搬車両の写真（前面、両側面及び後面を撮影したもの。社名及び第7条第1項第1号ウの黄色の帯（以下「黄色の帯」という。）が入っていることが判別できるもの。）
13	運搬容器（コンテナ）設置事業所一覧表
14	運搬容器の写真（社名及び黄色の帯が入っていることが判別できるもの。）
15	一般廃棄物の運搬先及び契約（予定を含む。）事業所の名簿
16	一般廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に関する講習を修了した者の修了証の写し（法人の場合は、役員又は使用人のものに限る）
17	廃棄物処理に関する許可一覧表及び許可証の写し
18	一時多量ごみの業に関する許可基準、処理基準及び遵守事項を遵守する旨の誓約書
19	一時多量ごみの収集運搬に係る事務所内の平面図及び写真
20	一時多量ごみの収集運搬に係る組織体制

21	一時多量ごみの収集運搬に係る事務フロー
22	一時多量ごみの収集運搬に関する住民等からの想定質問及びその回答
23	一時多量ごみの分別、運搬方法及び運搬先
24	申請する日が属する年度及びその前年度における一般廃棄物の収集運搬実績
25	事業の概要等を掲載した申請者のホームページ画面の写し

備考

- 6の項及び7の項の添付書類は、更新の許可の申請をする場合は省略できるものとする。
- 18の項から25の項までの添付書類は、一時多量ごみの業の許可を有する者が更新の許可の申請をする場合に限る。

別表第2（第9条第2項関係）

	添付書類	一般廃棄物の種類の追加	積替保管施設の設置
1	一時多量ごみの業に関する許可基準、処理基準及び遵守事項を遵守する旨の誓約書	○	
2	一時多量ごみの収集運搬に係る事務所内の平面図及び写真	○	
3	一時多量ごみの収集運搬に係る組織体制	○	
4	一時多量ごみの収集運搬に係る事務フロー	○	
5	一時多量ごみの収集運搬に関する住民等からの想定質問及びその回答	○	
6	一時多量ごみの分別、運搬方法及び運搬先	○	
7	申請する日が属する年度及びその前年度における一般廃棄物の収集運搬実績	○	
8	事業の概要等を掲載した申請者のホームページ画面の写し	○	
9	従事者名簿	○	
10	事務所、車庫、洗車施設（ガソリンスタンドの場合を除く。）、積替保管施設の用に供する土地及び建物の登記事項証明書	○	○
	申請者が事務所、車庫、洗車施設（ガソリンスタンドの場合を		

11	除く。)、積替保管施設の用に供する土地又は建物の所有権を有しない場合は、当該土地又は建物を使用する権原を有することを証明する書類	○	○
12	事務所、車庫、洗車施設、積替保管施設の構造図、配置図及び付近の見取図	○	○
13	事務所、車庫、洗車施設、積替保管施設の写真	○	○
14	収集運搬車両一覧表及び収集運搬車両の写真	○	
15	収集運搬車両の自動車検査証の写し（収集運搬車両を借用する場合は、併せて当該収集運搬車両を使用する権原を有することを証する書類）	○	
16	運搬容器（コンテナ）設置事業所一覧表		○
17	運搬容器の写真（社名及び黄色の帯が入っていることが判別できるもの。）	○	○
18	廃棄物処理に関する許可一覧表及び当該許可証の写し	○	○

備考 10の項、11の項及び15の項から17の項までの添付書類は、新規の許可の申請時等に市長へ提出したもののうち、直近のものと異なる場合に限る。